

京都市会訓令甲第2号

市会事務局

京都市会公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市会議長 井上 与一郎

第8条第1項第1号中「政務調査課」を「調査課」に改める。

第9条第2項第3号を次のように改める。

(3) 調査課 市事調

第9条第3項中「政務調査課長」を「調査課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)